

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

港湾統計年報印刷・製本業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則第165条第2項第1号（昭和39年福井県規則第11号）の規定により公告する。

令和5年1月18日

福井県福井港湾事務所長 島田 英和

記

1 契約の内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 契約名称 | 港湾統計年報印刷・製本業務 |
| (2) 業務内容 | 港湾統計年報の印刷、製本
・見本をもとに業者作成
・その他の仕様については、下記担当事務所まで問い合わせること |
| (3) 履行期間 | 令和5年2月2日から令和5年3月24日まで |
| (4) 契約締結予定日 | 令和5年2月2日 |
| (5) 担当事務所 | 福井県坂井市三国町黒目32-2-1
福井県福井港湾事務所 総務課
電話0776-82-1120 |

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和5年2月1日（水）16時
- (2) 提出先 上記1（5）と同じ

5 開札日時

令和5年2月2日（木）9時00分から